

# 福岡県公報

平成十八年五月十七日  
第二千五百三十三号

増刊 ①

第二十二条第一項中「講師会」を「運営委員会」に改める。  
附則  
この告示は、公布の日から施行し、改正後の九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

## 目次

告示（第九百八十一号）

○九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示（学事課）……一

## 告示

福岡県告示第九百八十一号

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年五月十七日

福岡県知事 麻生 渡

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則の一部を改正する告示

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則（平成二年三月福岡県告示第五百十五号の六）の一部を次のように改正する。

目次中「講師会」を「運営委員会」に改める。

第七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項中「専任講師事務員」を「事務員」に改める。

「第五章の二 講師会」を「第五章の二 運営委員会」に改める。

第八条の二（見出しを含む。）中「講師会」を「運営委員会」に改める。

第十一条第一号中「検定試験合格者にあつては、合格証書の写し」を「高等学校卒業程度認定試験合格者にあつては、合格証書の写し」に改める。

第十三条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
九福岡市  
チ博多区  
| 東比  
エ惠二  
ツ株目  
式九  
会一  
社号

定価  
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)